斡脱銭とその背景（下）

——十三世紀モンゴル＝元朝における銀の動向——

愛宕松男

目　次

二　十～十三世紀、東西陸上貿易と銀の問題
1　東イスラーム圏における銀通貨の缺乏とその回復
2　西ウィグル國の東西分裂と貿易上の競合的立場
3　中國に通ずる新たな二つの通商路
①　青海ルート
②　長城外草原ルート
③　金朝からモンゴル朝にかけての推移
三　中國銀の西方流出
1　宋代、東西貿易における銀の登場
2　遼金時代における銀の動向
3　北宋における銀の産出と銀價格の變動
4　金元時代の銀價格
むすび

二　十～十三世紀、東西陸上貿易と銀の問題

1　東イスラーム圏における銀通貨の缺乏とその回復

黄金・白銀を素材とする鑄造貨幣が、イスラーム世界において、價値の評價・交換の媒介として使用されてきた由來は尙しい。中でもイラーク以西アフリカにかけての西方圏では、東ローマ帝國の影響を留めてディナール金貨が、イラーク以東マワーランナフルに至る東方圏では、サーサン王朝以來の傳統を承けてディルハム銀貨が、それぞれ本位貨幣をなし

ていた。この東部イスラーム圏に十世紀中葉からしばし著しい銀不足の現象が出現し、それが舊態を完全に回復する十三世紀中葉まで略々三百年の日子を要したという。*

*R. P. Blake, The circulation of silver in the Moslem East down to the Mongol epoch. (Harvard Journal of Asiatic Studies. 1937)

この銀不足の現象は、サーマン王朝（874～999）の中期に當たる十世紀前半、ブカラに都したこの王朝がギトリフィ銅貨なるものを始めて發行し——但しこの銅貨は中國の銅錢の如く銅・錫の合金ブロンズではなくて、銅・亞鉛の合金ブラスを使用するものであった——續いて後期に當たる十世紀後半には、鐵・眞鍮・鉛を混じた惡質の銀貨が出現する*という事實の中に最もよく反映している。イスラーム世界にとって破格なかかる卑金屬貨幣の出現は、その裏面に流通界における深刻な銀不足があったなればこそなのである。

*佐藤圭四郎氏「イスラーム煉金術に關する覺書」（西南アジア研究十一）

東部イスラーム圏の中でも、古來もっとも商業の榮えたマワーランナフルの地方を急速に襲ったこの銀不足については、イスラーム貿易圏がシル河以北一帶の遊牧トルコ族の間に浸透したこと、特にファーラーズム地方を經由、ヴォルガ下流域から北方ルーシの地に延びた通商路が更に北歐バルト海沿岸に連絡して、銀がこの通路を西北に流れた、又はカシュガルに據るウィグル王國カラカン朝の侵入によって、アム河・シル河上流の銀礦區ザラフシャン地域が失われた、或は九六二年に獨立したガズナ王朝が大量の銀を西北インドに奪い去った、等々の理由が擧げられてはいるが、まだ決定的な解明には至っていない模様である。もっともこの穿鑿は本テーマにとって直接的な關わりを持たないから、姑く措く。唯ここでは、十世紀前半に始まり十三世紀中葉に收まる東イスラーム世界での銀不足について、更めて注意を喚起しなければならない。それというのも東イスラーム圏とは、イスラーム世界の中でも最も中國に近接する地域であるばかりでなく——この中間に位するのが他ならぬウィグル國であるが——古來シルク・ロードの名を以て著名な東西貿易關係がこれら兩者を

緊縛していたし、且つ時あたかも中國では宋の統一による平和に幸されて、産業經濟の目覺しい伸張期に際會していたからである。このように觀てくると、東イスラーム圈に認められるかかる銀事情、特にその不足からの回復について考察を加える場合、これら諸狀況—中國との關係・中國側の現狀—を無視しては濟まされないことが凡そ理解できるであろう。もしそうなら、つまり東イスラーム圈での銀不足の解消に中國銀の寄與があったというなら、十～十三世紀のシルク・ロードは一時的にもせよ東から西に向ってのシルバー・ロードの觀を呈したはずである。この想定は、次のような上記ブレークの指摘によって、或る程度まで眞實に昂められるであろう。卽ち「十三世紀のイスラーム世界で鑄造された銀貨の特色として、それらが一樣に強い白色を呈するのは、—當時トレビゾンドやキプロスではこの特徵を把えてこれら銀貨を akche〔白色〕銀貨と稱した—冶金學の分析結果によれば、アンチモニーの含有に起因するというが、これこそは中國銀の素材的特徵に他ならなかった」と。もっとも同じ中國銀だとは云っても、その西方流出經路には陸上經由の北方路と南海經由の航路とが幷存しているから、アクチェ銀貨の出現を目して直ちにシルク・ロード貿易のみの效果と斷じるわけにはゆかない。本テーマが斡脫銀との關連において中國銀の西方流出を問題とする限り、この事情は十分に顧慮さるべきである。考察の對象をシルク・ロード貿易に限定しつつ所期の結論に達するためには、その具體的實態の考證を措いて他に適切な手段はないであろう。ここに、十～十三世紀におけるウィグル人の商業的動向が問題となってくるのである。

2　西ウィグル國の東西分裂と貿易上の競合的立場

十～十三世紀の陸上東西貿易において中國銀の流動が問題となるならば、當然それは西遷ウィグル族の動向と不可分に關連しなくてはならない。それというのも、かつてモンゴリアに雄飛した遊牧の民ウィグル族も、九世紀の中葉に至ってキルギス族のために國都カラバルガスンを覆滅せられた結果、種族の主力を以てビシュバリック（五城）に西遷し、以後この地に定着することになったからである。周知のように、漠北で潰散したウィグルの部衆は三方面に逃奔した。一は

烏介可汗に率いられて中國北邊に至ったが唐の容れる所とならず、天德軍—山西省代縣西北—から雲州—同大同縣—・朔州—同朔縣—の間を彷徨した後、霧散する。二は沙州—甘肅省敦煌縣—・甘州—同張掖縣—地區に走ってこの地に遊牧勢力を保持すること凡そ百八十年、一〇二八年タングート王國西夏に幷呑されるものである。第三の集團が上記の天山南北地域に西遷して定住化した所謂るビシュバリック=ウィグルなのである。古城を中心に再興された西遷ウィグル國は、程なくその勢力を天山以南の地に擴大する。天山南麓に位する唐の西州高昌城（カラコージョ）が先ず陷ってその封國となり、續いてタクラマカン砂漠周邊のオアシス都市國家が悉く風靡するのである。—この西遷ウィグルは後來、北庭ウィグルもしくは高昌ウィグル・和州ウィグル・火州ウィグルとも稱せられる—元來これら天山南路の商業都市國家はシルク・ロードの要衝を占める所から、古來その繁榮を續けて來たのであるが、他面それだけに中國と遊牧勢力との間での爭奪の的となった土地柄でもある。漢が匈奴を逐ってこの地に進出してより以來、唐も突厥を壓倒してこれに臨んだから、イラン的・インド的要素と並んで中國樣式が政治・經濟・文化の諸方面に迹を留めていた。九世紀中葉、ビシュバリックに據って再興した西遷ウィグルは、折から國內多事に惱む中晩唐期中國の不振に乘じて、これら天山南路の地域を制覇したのであるが、この場合特に重大なのは、程なく彼等が定住の民に轉換したことである。モンゴリアの遊牧民が一轉して定住の民になるというのは、少くとも東アジアでは稀有の例であり、恐らくはこの西遷ウィグルを以て嚆矢とするのであろうが、とにかくこの結果、天山南路の地が名實ともに具わる「トルコ人の土地」＝トルキスターン化する端緒を開かれ、それと同時に、錯雜した從來の文化的諸形態が新たにトルコ的要素を加えて混然たる合成文化に成長するのである。*

＊羽田亨博士「西域文明史概論」第十章

西遷ウィグル族が舊來の遊牧生活を捨てて定住することになった土地、中でも天山南路の南北兩道に沿ったオアシス地帶は、純農耕社會の色彩の薄い都市國家の領域であったから、それでなくても本來が家畜という動產のみの間に育った彼等の習性が—商業的習性である—この新しい環境に覺醒されて、商業の民への轉身が急速に遂行されたにちがいない。五代

の記錄は、早くも十世紀の前半に中國に市馬するウィグル商人の消息を傳えている。

唐明宗時（926～33）。沿邊置場市馬。諸夷來入市中國。而回紇・党項馬最多。「五代史記」七四、四夷附錄、党項。

もっともここに見える回紇が北庭のそれなのか、或はまた甘沙州のそれなのかはこの記錄だけでは明確にしえないが、同書、回鶻の條によれば

訖五代常來朝貢。史亦失其紀。其地出玉・犛・綠野馬・獨峯駝・白貂鼠・羚羊角・硇砂・膃肭臍・金剛鑽・紅鹽・罽氎・駒駼之革。其地宜白麥・青麳麥・黃麻・葱韮・胡荽。以橐駝耕而種。其可汗常樓居。其妻號天公主。

高昌ウィグルに疑のない*彼等の朝貢――斷るまでもなく朝貢貿易である――が五代期を通じて繼續したという。

*北宋太宗朝に國使として派遣された王延德の旅行記「使高昌記」に見える北庭ウィグル王の城居の狀態、例えばカラコージョにおける敕書樓・佛寺五十基、ビシュバリックにおける樓臺の多によって、或はまたその國土の土產物の種目を參照すれば、「五代史記」のこの記述が北庭ウィグルを指すことは確實である。殊に土產品中の硇砂（鹽化アンモニア）は天山中の特產品をなし、前記「使高昌記」をはじめマルコ・ポーロ「見聞錄」にも特筆される所である。

九世期中葉に西遷して新たに國を建てたビシュバリック～カラコージョ回紇が五代期（907～59）を始終して中國に貿易・通貢したという事實を確認したのであるから、この點いかに彼等の定住化ならびに商業の民への轉向が短時日の間になされたかが判ろうというものである。この事情を踏まえて當時ウィグル人の中國貿易を考案してみると、自らそこに一種の特色が指摘できるようである。乃ち五代期を通じて斷絶しなかった西遷ウィグル國の朝貢貿易を述べた後、それに引續いて「五代史記」が列擧するその地の土產物は、玉より以下いずれも中國にとっては珍貴な物產、つまり彼の國の特產物ずくめである所から推して、恐らくウィグル商人の將來した商品が多分にそこに示されていると見なして差支えなさそうである。果して然りとすれば、當時のウィグル人は中國への通商に際して、仲繼貿易人としてではなく基本的には寧ろ自國商品の直接輸出商人として參與していたわけである。そもそも西遷ウィグル國がシルク・ロード貿易の上に有する有利

さとは、その國土が中國市場への關門を占める關係上、極東・遠西の特産物を—これらはいずれも相手側の市場において最高の價値を以て迎えられる—仲繼貿易しうる點にあった。つまり不等價交換の實を極度に發揮できる遠距離貿易の巨利を居ながらにして享受しうる立場である—現にこの性格は、後述する十一世紀初頭のカラカン朝ウィグルに至って顯著である—。この觀點からする限り、五代期の西遷ウィグル國が中國に對して單なる「自國商品の直接輸出商人」的性格を濃くしていた事實は注目に値しよう。他ならぬ、天山南北路の地に據って建國した早々の彼等には、西面して接壤するイラン人の世界—東イスラーム圈の東端である—との間に、未だ安定した平和關係が樹立されていなかった、つまりパミール以西の隊商を迎え入れてその齎らし來った遠西の珍貨を仲介し、以て中國に賣販する機會に惠まれなかったことがその原因をなしていたのである。この點、東イスラーム圈との間に早晩調停が成立するであろうが、それがつき次第、彼等ウィグル人は仲繼貿易商人として中國に臨むに違いないという想定は、極めて妥當なものでなければなるまい。しかしながらこの想定は、程なく勃發するウィグル國の東西分裂—宗主國たる北庭ウィグル王國から分離獨立した西方ベラシャグンのこのウィグルがカラカン王朝に他ならない—並びにイスラーミズムの西部ウィグルへの波及という狀況の變化に阻まれて、容易に實現するまでには至らなかったのである。

ベラシャグンに據るウィグル藩侯が本國から決定的に分離獨立したのは。十一世紀初頭に係けられるべきだとしても、その萌芽は既に十世紀末に兆していたとされる。そしてその最も主要な起因は、九六〇～六一年に實現した二十萬帳にのぼる異教徒トルコ人＝ベラシャグン回紇のイスラーム化であった*。

＊西遷ウィグルの東西分裂については、安部健夫博士「西ウィグル國史の研究」第六章に精密な考察がなされている。

單に個人的信條のみに關わるだけでなく、それを越えた國家的・社會的生活の全面にまで嚴格な規制を及ぼすイスラーミズムは、同じウィグル族でありながらも、以後ビシュバリックとベラシャグン兩政權の間隙を時とともに擴大せずにはおかない道理である。政治的分裂は是に於て必然なのであるが、この場合それと同時に互に相い容れぬ商業利害の對立を

過小視してはならない。それというのも、ビシュバリック側が中國市場で最も珍重される葱嶺以西の商品を入手しようとしてもカラカン側がこれを許さず、あくまでもそれを自己の手中に收め續けようとするからである。要するにそれは仲繼貿易權の獨占をめぐる抗爭に他ならない。遠西物資の入手を阻まれたビシュバリック側としてはこの不利な狀況の下に對抗すべき手段はただ一つ、シルク・ロード上の幹線コースたる南北兩道を緊かと押えて、カラカン朝の中國への通商を妨害する以外に途はない。この深刻な通商上の利害對立を窮極的に打開するためには、軍事行動ひいては政治的分裂が要請されざるをえなかったのである。

ベラシャグンに據るウィグルは早く九二〇年の頃その勢力を南方に擴張し、天山南路の要衝カシュガル（疎勒）を收めた。カシュガルは天山南路の南北兩道が西において會合・分岐するのは沙州敦煌である—シルク・ロードはこれより以西、パミール高原の北緣フェルガナ（大宛）を經て中央アジアに向かう。それは正に東トルキスターンにおける西の關門に當たるであろう。カシュガル占據の後四十年にして彼等のイスラーム化が實現し、これが因となって本國ビシュバリック王家との關係が惡化し、遂に中國に通ずる通商路の壅塞を蒙ったとなると、カラカン朝にとってこれは由々しい事態でなければならない。十一世紀に入ると早々、カラカン朝はカシュガルを起點として兵を東進せしめ、その結果、古來南道上に由緒を誇るイラン系佛教國コータン（于闐）の征服に成功するのであるが—カラカン朝の將軍ユスフ＝カジル＝カンは攻城一年の末よくこれに克つや、于闐城を破壞し盡くして新たにイスラーム于闐城を東南に建設した。現今のコータン城は乃ちこれである。今世紀初頭に行われた各國の東トルキスターン探檢隊が、現コータン市の西方において佛教古遺物を發掘している所以である—しかしこの軍事行動は、決してその敎敵たる高昌・于闐の佛教徒討滅のみを目的とするものではなかった。高昌・于闐を征服することによって、同時に南北兩道の通商路を一擧に打開し確保しようという現實的な今一つの意圖が兼ねられていたのである。「宋史」—卷四九〇于闐傳—に見える于闐カラカン使臣の口からこの事情を語らせよう。

太祖開寶四年（971）。其國僧吉祥以其國王書來上。自言破疏勒國。……眞宗大中祥符二年（1009）其國黑韓王遣回鶻羅厮溫等。以方物來貢。上詢以在路幾時・去此幾里。對曰。涉道一年。晝行夜息。不知里數。昔時道路嘗有剽掠。今自瓜沙至于闐。道路靜謐。行旅如流。願遣使安撫遠俗。上曰。路遠命使。益以勞費。爾國今降詔書。汝卽齎往。亦與命使無異也。

太祖朝にはまだカシュガルのイスラーム化したウィグルによく拮抗する王國、乃ちイラン的佛教王國であった于闐が、それから正に四十年、眞宗朝の中期には既にカラカン（黑韓）朝の支配下に服屬していた變化を、この一節の記錄はいかにも鮮明に示しているが、この場合、特に關心されねばならないのはカラカン朝の使臣の言辭である。もっとも「往時は道路不穩であったが、それに比ぶれば現今は全く靜謐である」というこの答辯には可成りの誇張が見えすいており、ためにする一種の政治的發言かとさえ覺わしめるものであるが―道路の靜謐を言いながら、尙を宋皇帝よりする沿道諸種族の召撫を懇請する一事が既に一種の矛盾であろう。もし果して全くの靜謐ならば、何の故に宋皇帝の權威を借りて、道路緣邊の部衆を詔諭する必要があろうか。そして事實、後段で引用說明するように、神宗朝に入市した同じカラカン朝于闐の使臣は、沙州以東の道路に在ってキタイ勢力からする鈔掠を最も恐れると自言しているのである―しかしそれにしても于闐征服以前の往時、彼等が直面していた東方通商路の遮斷狀況に比べ、于闐征服を果した現今の事情がいかに好轉したかという一斑だけは、十分に汲み取ることができるはずである。ただ通商事情のこの好轉は、彼等の于闐攻擊に際して全く意圖されなかった偶然の結果だなどとはとても考えられない。當然それはこの軍事行動に讀みこまれていた目標の一だったのである。

イスラーム化したカラカン朝の政治軍事力が浸々として東漸するのに對して、北庭ウィグル王國はいかに對處したのであろうか。この考察に當っては、北庭ウィグルと北方遊牧勢力との關係が是非とも顧慮されねばならない。既にも言及したように、東トルキスターンはそれが商業都市國家の群立する地であったが故に、遊牧勢力と中國との間で常に爭奪の的となって來た。北庭ウィグルの場合、これに關わるものが他ならぬキタイ帝國なのである。

十世紀の初、熱河草原に勃興したモンゴル系キタイ族は、やがて南面しては長城を越えて中國の州縣を蠶食し—燕雲十六州その他である—西北に向っては內外モンゴリアを統一した。キタイ帝國は、五代の後をうけて中國を統一した宋王朝をも威壓し續けたから、東トルキスターンに對する覇權も自らこれに歸せざるをえない。「遼史」によれば、西遷ウィグル—まだ東西に分裂しない以前の段階である—の隷屬は太祖七年(913)に始まり—本紀のこの紀年に對し屬國表には太祖元年の異文を掲げる—以後その朝貢は頻々として歷代絕えることなく、他面この忠實な附庸國に對する遼國の態度も、これを國外十部の一に算え—營衞志下—屬國軍の一に加える所遇を與えるのである—兵衞志下—。國初以來、かかる密接な附庸關係にあった西遷ウィグル國に東西分裂の變が生じ、あまつさえ宗主國の立場にある北庭ウィグルがカラカン朝のために苦境に立たされるという事態に際會した時、當然キタイ帝國の支持は前者に與えられざるをえないであろう。このキタイ帝國ならびにその威令下にある甘・沙州ウィグルの加勢をえた上での擧行だと思われるが、北庭ウィグルは一〇一七年を以てカシュガル領域に襲撃を敢行している。もっともこの積極的な反撃は完全に失敗するが、他面カラカン朝側よりする破竹の東進に對しては、南道上ではロプノール(樓蘭)、北道上ではカラシャール(焉耆)、天山北路ではジャンバリック(ウルムチ西方)とアルマリック(寧遠附近)の中間あたりでとにかくこれをくい止め、且つこの線を以後永く固定せしめることになった。* この點、消極的な防禦姿勢では辛うじて最小限度の成果をあげたことになろうが、これとても恐らくはキタイ勢力の後援に賴って始めて可能だったものと考えられる。カラカン朝にとって、ロプノール以東の通商路は以後も引續きキタイの剽掠—嚴密にはキタイと連合した北庭ウィグル・甘沙州ウィグルによる劫掠と稱すべきであるが—によって安全を保證されなかった現實がこの想定を導き出すのである。

*① 南道に關しては、至元十一年(1274)內蒙古ドロンノールの上都開平府に滯在中のフビライ＝カーン宮廷に復命するため、この地を西から東に旅行したマルコ＝ポーロ父子の報告がある。彼等は折からのハイドゥ戰爭からの戰禍を避けてアム河上流のワカン溪谷ぞいの間道を溯ってヤルカンドに出、南道を通って沙州に達するのであるが、その「見聞錄」にはロプノールに至るまでのみをサ

ラセン住民地區と述べている。

② 北道に關しては、直截的な記錄はない。しかし「元史」の記載による限り、高昌ウィグル—北庭ウィグルは至元六七年の交を以て都をビシュバリックからカラコージョに移した—の領域には少くとも元朝一代を通じてまだイスラーミズムの普及は認められない。

③ 天山北路に關しては、西域遠征中のチンギス＝カーンの召喚に應じてインダス河上流の行宮に赴いた長春眞人丘處機の證言が有效であろう。彼の旅行記「西遊記」によれば、太祖十六年（1221）九月九日、ジャンバリック（ウルムチ西方）に至ってウィグル佛敎僧と會見して問答を交したに續いて

蓋此以東、昔屬唐、故西去無僧道、回紇但禮西方耳

と說明し、次で廿七日アルマリック（寧遠附近）に至るや、始めて鋪速滿國王（ムスルマン）及びモンゴル塔剌忽只（ダルガチ）の出迎をうけている。

以上要するに、十一世紀初頭に實現されたカラカン朝による東トルキスターンのイスラーム化は、ロプノール—カラシャール—アルマリックを結ぶ線までは全て急速になされたけれども、その時以來三百年に亘り、この線は固定されてしまった次第を見てきた。イスラーミズム東進に對するこの防波堤は、北庭ウィグル、後には高昌ウィグルが、まずキタイ帝國、次ではカラキタイ帝國・モンゴル帝國という遊牧勢力の支持の下に築きあげた成果に他ならないのである。

3 中國に通ずる新たな二つの通商路

(1) 青海ルート

高昌ウィグルのために中國への通商路を牛耳られていたカラカン朝が、軍事手段に訴えてこの商敵の妨害を排除しようとした企は、一見いかにも素晴らしい成功たるの觀を呈する。何しろ南道ぞいにカシュガルから六百キロのコータンを一氣に陷れ、餘勢を驅ってコータンから更に東方六百キロのロプノールまでを席捲したのだから、瞠目に値することは確かである。しかしながらこの驚異的な東方進擊も、ロプノールの線で押えられたが最後ついに固定したとなると、中國への通商路確保という本來の目標からする限り、效驗の極めて薄い結果に終らざるをえない。何となれば、中國內地に達する

最も肝要な玄關口たる沙州～長安の道程が、これでは依然として敵國の制壓下に殘されているからである。この事情は「宋史」于闐傳に見えるカラカン朝コータン使臣の言葉によって明かでなければならない。

神宗熙寧（1068～77）以來。遠不逾一二歳。近則再至。所貢珠玉・珊瑚・翡翠・象牙・乳香・木香・琥珀・花蕊布・硇砂・龍鹽・西錦・玉鞦轡・馬・膃肭臍・金青石・水銀・安息雞舌香。有所持無表章。毎賜以暈錦・旋(璇?)襴衣・金帶・器幣。神宗嘗問其使去國歳月・所經何國及有無鈔略。對曰。去國四年。道途居其半。歴黄頭回紇・青唐。惟懼契丹鈔略耳。

カラカン朝の通商使臣は、キタイの庇護を頼んで敢行される高昌ウィグル・甘沙州ウィグルの通商妨害に惱むの餘り、ロプノール若しくは沙州から本街道を離れて南方に迂廻し、黄頭回紇―元明史に見える撒里畏吾兒 Sarig Uigur の前身である―ならびに青唐羌の住地である青海地方を經由して、西寧（青唐城）―青海省西寧市―に達する新ルートを打通することになったのである。カラカン朝のコータンではないが之と同陣營に屬する大食國の例をとってみても、沙州以東の通商路に生じたこの變化が確かめられるであろう。「宋史」四九〇、大食國傳にいう。

眞宗天禧三年（1019）遣使來貢。先是其入貢路。由沙州涉夏國抵秦州。乾興初（1022）趙德明請道其國中。不許。至天聖元年（1023）來貢。恐爲西人鈔略。乃詔。自今取海路。由廣州至京師。

もっともこの記録は、大食國の宋への通貢路に對して起りうべきタングートの阻害をいうのが主旨であろう。しかしながら當時この阻害者は、何も獨りタングートに限るものではない。沙州以東で正規の公道コースを取る限り、高昌ウィグル・甘沙州ウィグルの劫掠は―甘州ウィグルについては、少くとも西夏國に併呑される一〇二八年までは―免れえない所である。沙州から甘肅省を横斷する最も正規な通商路が、すでに眞宗末年にはイスラーム諸國にとって著しく危險度を増していたとすれば―さればこそ大食國は陸路をやめて海路よりする通貢を宋朝廷から勸告されたのである―これより約半世紀おくれた神宗初年のカラカン朝コータン國が、不便を忍びつつ青海經由の南方迂廻コースをとって宋に通じ來った事情が納得できると

いうものである。もっとも「宋史」三一七、錢明逸傳には彼が知秦州たりし仁宗末年の事件として次のような記載があるから

先是于闐入貢。道邈川 —宋鄯州之地。青海省西寧縣。—唃厮囉留不遣云々

カラカン朝コータン國によるこの新通路の打開*は神宗朝をまたず、既に仁宗期に始まっていたわけである。

*新通路の打開といっても、それが文字通りの打開ではなく、この通路の新規採用を意味することは更めて斷るまでもなかろう。從ってこの通路による青海への交通貿易に、高昌ウィグルが參加していたとしても異とするには當たらない。「宋史」四九二、吐蕃唃厮囉傳にこの事實が見える。惟しかし高昌ウィグルにとって、この通路は單に青海への通商路に止まり、カラカン朝ウィグルの如く中國への通貢路としての意味をもたなかっただけである。

これに對しもう一方の高昌ウィグルにあっては、甘肅省横斷の公路が保證されているのであるから、その限り宋都への朝貢貿易は自由かつ頻繁だったはずである。—カラカン朝ウィグルの入貢は前揭資料にも見られるように、神宗期以後になって漸く頻度を加えたとは云うものの、精々まだ年に一～二度にすぎない— かかる大勢から判斷すれば、眞宗朝の知秦州王博文が上奏建議の對象とした秦隴地方土着のウィグル人とは、專ら高昌からの移住者であったろう。

〔知秦州王博文〕言。河西回鶻多緣互市。家秦隴間。請悉遣出境。戒守臣使譏察之。宋史二九一、王博文傳

王博文のこの建策は、しかし採用されなかったらしい。「宋會要稿」蕃夷門四には

宣和三年十月八日臣僚言。回鶻因入貢。往々散行陝西諸路。公然貿易。久留不歸者有之。恐習知沿邊事害。及往來經由夏國。傳播不便。乞除入貢經由去處。其餘州軍嚴立發禁。從之。

とあって、同じ實情が宣和中にも指摘されているからである。この點、洪皓「松漠紀聞」に見える證言、卽ち「本朝の盛時、ウィグル族の一部は秦川地方—關中ならびに其に隣接する東部甘肅地方を指す—に入居して熟戶となっていたが、女眞人が陝西を占據するや、悉く彼等を燕京地方に遷徙せしめた」というのは、これらウィグル土著戶の存在が北宋を通じての

ものだったことを、簡潔ながら要領よく教示する資料たりうるであろう。秦州—陝西省天水縣—・隴州—同鳳翔府—の間といえば、廣義における西安の西郊を占める。この地方に一群の高昌ウィグル人が土著し貿易に從事し續けていたというのであるから、恐らく彼等は、高昌ウィグルがその中國貿易のために設置した商業基地*の役割を果していたものと想定して差支えがないであろう。

*沙州より青唐城に向かう間道は、河州（臨河縣）を以て最初に到達する宋の州縣とする。次で熙州（臨洮縣）から秦州（天水縣）に至り、一路長安・汴梁に向かうのである。かくして秦州は沙州から東向する公道とこの間道との會合點にある關係上、貿易の要衝をも占めていた。熙寧三年（一〇七〇）、王韶の建議に基く最初の市易司—吐蕃ならびに西方諸國との貿易を司る—が他ならぬ秦鳳路古渭砦、すなわち秦州管下に設置された（宋史一八六、食貨志）所以でもある。この點、秦州をほぼ中心とする北宋期の秦川地方に見出されるウィグル土著戸とは、その東方貿易における前進基地でもあったろう。

なお「宋會要」刑法禁約の一例からも明かなように

元符二年二月九日、熙河蘭會路經略司言、押伴瞎征般次—瞎征、土蕃部首領名。般次、蕃語貢獻之謂—使臣郭訒等具析、般次內夾帶回紇劉三等至京、請今後發解諸蕃般次、不許數外夾帶私下抵換人口上京、如違、印抄點併押往使臣、並以違制、詔從之。

青海路から入境する諸蕃の通貢使臣は、河州もしくは熙州あたりで員數を調べ押伴使を附し、その引率の下に入京せしめられるのであるから、たとえその入京コースが必ず秦州を經過するとしても—「宋史」三一七、錢明逸傳・同二九八、陳希亮傳にその實例が示されている—カラカン朝ウィグル人としては、同勢から離れて秦川地方に留住する自由は殆ど認められなかったであろう。

高昌ウィグルの貿易前進基地が北宋盛時の秦川地方に設けられていたという事實は、當時における彼等の中國貿易の繁盛を意味すること勿論であるが、しかし、この繁盛にも消長が伴った。他ならぬタングート西夏國が行った通過稅徵收による打擊の結果である。

タングートは李德明の治下に—宋仁宗天聖六年、一二〇八年—甘州ウィグルを滅ぼし、沙州一帶にまでその勢力を波及せしめるが、これは甘肅廻廊地帶を制覇したことを意味する。次で李元昊の治世には夏國皇帝を稱して宋への臣禮を廢棄し、以後公然もしくは潛行的に宋國の西邊を蠶食しつつ、終には甘肅省の大半を領有するに至るのである。東西貿易の幹線

路を沙州以東で制壓した時、彼等がこれを奇貨として居かないはずはない。タングートがまだ十分な統一勢力を結集していない李繼遷—李德明之父—の時代ですら、宋朝廷から高昌に派遣された太宗の使臣王延德は彼等の領域を經過するに際して、「打當」と稱する通過稅*を徵收されているのであるから、狀勢の甚しく好轉した後年の彼等にとっては、それが主要課稅の一にまで高められるのは當然でなければなるまい。南宋初期の貴重な文獻、「松漠紀聞」が遺憾なくその事實を報告している。

回鶻自唐末浸微。本朝盛時。有入居秦川爲熟戶者。女眞破陝。悉徙之燕山。甘涼瓜沙舊皆有族帳。後悉麾于西夏。惟居四郡外地者。頗自爲國有君長。……多爲商賈於燕。載以橐它。過夏地。夏人率十而指一。必得其最上品者。賈人苦之。後以物美惡雜貯毛連中。然所征亦不貲。其來浸熟。始厚賂稅吏。密識其中下品者俾指之。尤能別珍寶。蕃漢爲市者。非其人爲儈則不能售價。奉釋氏最甚。……

*「宋史」四九〇、高昌傳に收載されている王延德「使高昌記」には、その地を經過する中國使臣が「遺以財貨、謂之打當」と述べるのに對し、同二六四、宋琪傳では使人商旅がその部族に在って安泊する際「所求賂遺無幾、謂之打當、亦如漢界逆旅之家宿食之直也」と說明して、多少その間に內容の差異を存している。岡崎精郎氏「タングート古代史研究」附錄第三は特にこの打當の語義を問題とするが、結論としては宋琪說の一半を採って「所求之賂遺」を正しいとする。從うべき見解である。この賂遺が報酬の意味を全く失った時、通過稅に轉換するのである。

「松漠紀聞」では、商品に對するこの什一通過稅が何時から開始されたかについては明晰を缺くが、無論これは北宋期以來の慣例がそのまま金朝初期にまで連續したと見るのが妥當であろう。そうだとすれば高昌ウィグルの對北宋貿易にとって、これは頗る重大な障害とならざるをえない。この段階に至って、長城外草原ルートがその重要さを相對的に增すことになる。

(2) 長城外草原ルート

天山北路からそのまま東進を續けると、モンゴリア南邊の草原地帶を縫って、東部モンゴリア乃至は北部中國に達する

利便な道が開けている。沿路一帯はキタイ帝國の支配權によって覆われているから、謂わば遼國の國內通路であり、從って西域諸國から遼朝廷に入朝する場合、採らるべき最も一般的な通路をなしたであろう。遼王朝の附庸國たる高昌ウィグルが入貢貿易に當って、この通路をフルに利用しなかったはずはない。「遼史」三七、地理志には、上京臨潢府 —熱河省林西縣巴林東北— におけるウィグル商人の居留地が

上京南門之東回鶻營。回鶻商販留居上京。置營居之。

このように記されているが —この回鶻營設置の本末については明言されていないが、高昌ウィグル國の朝貢が太祖初年に始まり、以後の歷朝にも杜絕しなかった所からすれば、規模の大小に變遷はあったかもしれないが、ほぼ遼一代を通じて存續したと解して差支えないであろう— かかる居留地の存在こそは、この草原通路の活用された結果に他ならなかったのである。しかしながらこの草原ルートには、實は救い難い一つの缺陷が內在していた。それは遼國々內を目指す限りに於ては現われようもなかろうが、一旦その目標地を中國內地に採るや否や、不可避的に生じてくるものなのである。他ならぬ、遼宋兩國の國境が內長城・大清河の一線で嚴重に劃せられ、これを越えて自由な出入が許されないという一事がその凡てをなす。東西貿易が窮極の目的とする市場は更めて說明するまでもなく中國內地、この當時に卽していえば、宋都汴梁を中心とする中原地區であるから、たとえ遼國々內へはいかに利便な通路であっても、肝腎の中國內地との連絡に支障があるのなら、それは公道の名に値しない。この理由から、草原ルートは甘肅橫斷の公道に比肩すべくもなかったのである。

タングート王國が甘肅省の大部分を占領することになって、右の事情が大きく變轉する。西夏國による酷しい通過稅が —什一抽分稅といっても往還兩度に課せられるのだから、正式の徵稅だけでも商品の二割が沒收される上に、雜多な無名の徵發が伴うであろう— 東西貿易の幹線路上に設けられた結果は、商人利潤の著しい低下を意味する。この酷しい利潤收奪に甘んぜざる限り、高昌ウィグル商人は何らかの打開策を講じなければならない。この場合、彼等が反面において熟知している北方草原ルートは、當然再檢討されるだけの利點を持っているであろう。

陰山々脈の北方を遙かに離れて通ずる草原ルートは、地勢的にもタングートの手の及びかねるものであるし、殊にはキタイ帝國の威令がそれを許さない點に、先ず第一の魅力がかけられよう。唯しかしこのルートによる限り、中國內地に直達できない致命的缺陷をいかに補足するかが問題であるが、これとても在來のような中國の特産品—絹織物・茶葉・漆器・瓷器を主とした—に代る有利な商品さえ見出されれば、解決できる性質のものであろう。幸にもこの當時には、本章冒頭に指摘したように、有望商品としての銀の位置が昂まっていたのであるから—イスラーム圏と中國世界との間で銀の比價が懸隔していた—取引の主眼をさえこれに轉換することができるようなら、この缺陷の緩和も不可能ではないであろう。もしそうだとすれば、北方草原ルートの魅力は更に輝きを增すはずである。但しそれにしてもこの結果、幹線ルートが一朝にして棄廢されるというのではない。それはそれとして衰えながらも繼續したであろうが、そのこと自體が草原ルートの相對的昂揚を意味せずにはおかないのである。吾々はこの間の事情を示唆するに足る恰好な證言を引用することができる。他ならぬ哲宗朝の遼國への國信使呂陶の報告*がそれなのである。「淨德集」六、奉使契丹回上殿劄付にいう。

臣奉使過燕京。見數回紇立於道旁。指郝惟立而言。卻是郝使來。蓋惟立嘗押伴拂林諸蠻。所以有識認者。又過中京—熱河省大名城—。見數回紇。……臣問蕭奭。回紇來此。是進奉或是買賣。奭曰。回紇有數州。屬本朝。常來進奉。又非常來買賣。

元祐末年—多分七年か八年であるが—遼國に使した呂陶の一行を燕京、乃ち遼の南京析津府の路旁で迎えたウィグル人の中に、奇しくも隨員の郝惟立を面識している者がいたという事實に對する呂陶の說明がここでは重要なのである。彼は云う。

「郝惟立は去る元祐六年、拂林國その他の西方諸國—この中に高昌ウィグル國も含まれていたはずである—からの使臣が入朝した際、通じてそれらの押伴使を勤めた。該ウィグル人はたまたまその際の高昌ウィグル使節團の一員として郝惟立の監督・接待をうけた關係上、彼を面識していたに相違ない。」呂陶のこの說明は恐らく誤らないであろう。そうだとすれば該ウィグル人は、甘肅省横斷の正規ルートによる六年の入朝貿易を濟ませて歸國し、引續き今度は北方草原ルートを採っ

て遼の國都に再來した者、それがたまたま再び呂陶・郝惟立一行の遼國奉使行に奇遇したというわけとなる。吾々はこの稀有な一實例を通じて、高昌ウィグルの遼宋兩國に對する入貢貿易關係が互に孤立し合ったものではなくて、連關しつつ一環をなしている次第を見つめなければならない。

＊日野開三郎氏「唐代の回紇錢」（東方學卅）では、この記錄を以てウィグル人の商業活動一般を窺う資料として利用されている。「宋史」三四六、呂陶傳によれば字は元鈞、成都の人で皇祐の進士である。元祐末年に中書舍人となって契丹に奉使し、歸還して給事中に進められた直後に紹聖の親政が始まる。他面、「宋史」四九〇、拂林傳によると拂林國使の入朝は元祐六年に屬するから、兩者を綜合して彼の奉使はほぼ元祐七・八年と決定できよう。

なお呂陶のこの報告に見える遼の館伴使蕭奭の言には、理解し難い點があるようである。本來、入貢使臣は同時に貿易使臣でもあるにも拘らず敢てかかる回答を發したのは、高昌ウィグル國がその屬國である點を強調するための虛飾の言と解すべきかもしれないが、それはそれとしてまた別の觀點からすれば、高昌ウィグルから派遣する純然たる貿易隊商—從來にはなかった形式である—の往來がこの時期には既に可成りの程度にまで實現していたと見ることもできよう。そうだとすれば、この新事態こそは、タングートによる酷しい通過稅の收奪に對處する高昌ウィグル商人が採用するに至った商業策の轉換、つまり對宋貿易一邊倒から對遼貿易への一部轉換—後述のように、このためには有利な商品としての白銀購入市場を遼國內に開發することが前提となるのであるが—に對應する現象でなくて何であろうか。それは同時に、北方草原ルートの再評價に直結する問題ででもあった。

(3) 金朝からモンゴル朝にかけての推移

一一二五～一一二六にかけて遼・北宋は相次で滅亡し、之に代るデュルチン金王朝が淮水～大散關—陝西省寶雞縣南—の國境線を以て以後約一世紀間、南宋と對峙する。中國におけるこの王朝更替は、東西貿易の內實に著しい變容を加えると共に、外形的にも少なからぬ變化を與えることになった。タングート王國が健在する限り、その誅求を避ける手段として

青海ルート・草原ルートの意義は變りようがないけれども、その間に在っても、兩ルートそれぞれの消長だけは免れないのである。それは、青海ルートの衰微と草原ルートの變質という形で具體化されるであろう。

遼國の滅亡に際し部衆を率いて西走した王室の一員耶律大石は、一一三二年、天山北路の要衝、チュー河畔のベラシャグンに據って遼國の再興に成功した。ベラシャグンを國都フスオルド（虎思斡耳朶）となし、國號を西遼＝カラキタイと稱したこの國は、當然ながら東方のヂュルチン帝國＝金王朝と敵對關係に立つ。それと同時に、この西遼の建國は、高昌ウィグルの附庸とカラカン朝ウィグルの併呑（一一三二）を前提として實現された。ここから、青海ルートと草原ルートに新しい様相が生じるのである。卽ちカラカン朝と高昌國との政治的對立が一應の解決を得た結果―商業的利害關係は決して解消しなかったけれども―前者にとって青海ルートの絶對的必要性が失われ、從って自らその衰微が導き出されるであろう。他面、西遼國と金朝との對立は、遼代に見られたような專ら高昌ウィグル使臣の往還通路という面影を草原ルートから一掃し、代って私的隊商の通路という様相をそれに與えることになったからである。「金史」の記載する高昌ウィグルの入貢記事が實に寥々たる中に在って、「松漠紀聞」が前述のように金國初年の燕京に賈販する多數彼等の活躍を報じているのは、直接にはタングート經由の隊商を指しての言であるが、草原ルートの利便さを考慮に入れれば、これに劣らぬその利用者を想定することができるはずである。この點に關して、「金史」一二一、忠義傳粘割韓奴の條に見える次の記事が頗る參考に値するであろう。

大定中。回紇移習覽三人至西南招討司―山西省大同縣―貿易。自言。本國回紇鄒括番部所居城。名骨斯訛魯朶。俗無兵器。以田爲業。所獲十分之一輸官。耆老相傳。先時契丹至。不能拒。因臣之。……

カラカン朝ウィグルを構成する有力部族の一をなしたチキル族（鄒括）の商人であるから、「金史」は之を特にイスラーム（移習覽）ウィグルと稱して高昌ウィグルと區別しているのであるが、このカラカン朝遺民のウィグルは金國領內に入って最初に大同に現われたというのであるから、その隊商が草原ルートを經由して來たことは全く疑う餘地がない。そうだと

すれば、中原（北宋）に直達しようとするカラカン朝ウィグルにとってあれほどまでに重要だった青海經由の間道が、今や前代の遺物同様になり下がったわけである。等しく西遼國の治下に入った結果、高昌ウィグルとの政治的抗爭を終熄した舊カラカン朝ウィグルが、彼等に解放された草原ルートの利便を更めて確認した證據でなければならない。

一世紀を通じ、西夏國の甘肅占領によって幹線ルートの阻害が續く間、これが補充のために青海ルート・北方草原ルートの活用が試みられ、見るべき成果が擧げられた。世紀が更って早々、天山北路に西遼國が出現するや、期せずして兩ウィグル國間に續いた政治的對立が解消した結果、青海ルートの意義は、激減することになるが、このことはそれだけ草原ルートの活用增を意味するものであった。ところで問題の西夏國であるが、この國は十三世紀に入って勃興するモンゴルの手によって一二二七年に滅亡する。西夏國の存在がなくなれば、甘肅橫斷の幹線ルートは解放されて本來の意義を取戻すはずであるが、この場合、直ちにはそうならなかった。モンゴルに包圍されながらも河南に遷都した金國が、中原の地にまだ積衰の餘勢を保っていたからである。この點、金國を亡ぼして（一二三四年）モンゴルの勢力が一氣に淮水の線まで南下した時點、もしくは南宋を併合して（一二七六年）全中國の統一が實現する時をまって、東西貿易路線は始めて完全な復舊をとげるであろう。

三　中國銀の西方流出

1　宋代、東西貿易における銀の登場

東西陸上貿易が古來一貫して中國をその東方における窮極の市場と見なして來たことについては、斷るまでもなく中國が、珠玉・寶石・香藥などを主とする極度に奢侈的な西方の寶貨*賣込市場たると共に、その見返り商品として入手すべき中國獨自の高價な特產品の買占市場でもあるからなのである。

*西域商賈が五代〜北宋の中國に將來した商品の大略は、朝貢使節の貢物から窺知することが容易である。例えば（獸類を除く）

高昌ウィグル　玉・金剛鑽・紅鹽・硇砂・罽氎・膃肭臍・羚羊角・白貂鼠・駒駼之皮（「五代史記」四夷附錄）
甘沙州ウィグル　珊瑚・琥珀（「宋史」外國傳）
龜茲國　玉鞍勒・琥珀・鍮石・花蘂布・香藥（同右）
カラカン于闐　玉・珠玉・珊瑚・翡翠・琥珀・金星石・象牙・龍鹽・硇砂・水銀・花蘂布・西錦・膃肭臍・乳香・木香・安息雞舌香（同右）

もっとも廣く中國と云っても、かかる高價な多額の奢侈商品が容易に賣捌け、同時にそれに見合う額の中國商品が一括して買占めうるためには、素晴らしく巨大な購買力と殷盛な商取引の常在する都市、なかんずくその代表たる首都を除いて他に求めようがない。朝廷を筆頭に、以下貴戚・顯官・豪商たちの富力がこれら西來の寶貨を簡單に消化するし、他方消費性の最も著しい首都の商業が西域商人の需要に餘力を以て應じうるからである。朝貢に名を藉った通商樣式こそは、この間の實情に最も適ったものというべきである。

首都の擁する購買力はそれぞれの王朝によって大小の差はあるものの、朝貢貿易に對應できないような事態はまずありえない。從って問題となりうるのは、首都商業といっても必ずしもすべてが西域商人の買付需要を滿たしうるとは限らない點である。

古來、東西貿易が「絹街道」貿易と稱せられた一事からも明かなように、平絹より以下、采色文樣織（錦）・素色紋樣織（綾）・薄絹（羅・紗）・縮緬（縠）といった各種精巧な絹織物は後世に至っても主座を讓らず、これに加えて、漆器・瓷器・茶葉の類が輸出商品の太宗をなした。*

*「宋史」一八六、食貨志によれば、西夏の場合についてであるが榷場貿易の輸出品を次のように絹・漆器・瓷器・香藥と要約している。

自景德四年、於保安軍（延安府保安縣）置榷場、以繒帛羅綺易駝馬牛羊玉氈毯甘草、以香藥瓷漆器薑桂等物易蜜蠟麝臍毛褐羱羚角

硇砂柴胡蕊蓉紅花翎毛。

この資料は同書、香の項に見える南宋中期の南海貿易に關する次のような發言と參照することによって、西域貿易一般に擴大しうるであろう。

寧宗嘉定十二年（一二一九）臣僚言、以金銀博買、洩之遠夷、爲可惜、乃命有司、止以絹帛錦綺瓷漆之屬博易。

① 絹織物については、「宋史」外國傳に多見する西域使臣への賜與＝貢物に對する報酬が例外なく絹・銀を以てなされている點を注意すべきである。

② 漆器・瓷器については、十三世紀初の例であるが、耶律楚材「西遊錄」・丘處機「西遊記」に、タリカン（搏城?）・サマルカンドにおける長安の漆器・磁州窯器の使用が述べられているのを指摘することができる。

③ 茶葉に關しては、慶曆二年（一〇四二）の和議によって定められた西夏への歲幣、絹銀茶綵二十五萬兩匹斤段が參考になろう。

これらはいずれも獨特な技術によって加工された製品であるから自ら製造地が特定の地方に限られてくる。宋代ともなれば絹布は四川（成都）・浙江（湖州・蘇州）・山東（棣州）の地を以て三大產地とし、漆器は湖北（襄陽）・浙江（溫州・湖州）、瓷器は江西（饒州）・浙江（紹興府）・河北（定州・磁州）、茶葉は四川（資州・雅州）・浙江（湖州）・福建（建州）・江西（袁州）などによって代表される。從ってこれら特定の地域を遍ねく領有しない王朝でもあれば、國都といってもそこでは西方賈人の需要を完全に滿たしうる望はない。遼國が典型的なその例であり、金國もまた略々それに近いであろう。幸にして北宋は北邊の極く一部（燕雲十六州）を除いて全國を統治したから、この憂はない。孟元老「東京夢華錄」卷二によれば、北宋の首都汴梁城內には現にこの種の豪商が目拔きの街巷に店鋪を構えていた。宣德樓街巷では溫州漆器什物鋪・李四分茶・薛家分茶・李家香鋪が名を揭げられているし、東角樓街巷の金銀鋪・綵帛鋪に至っては

自宣德（樓）東去東角樓。乃皇城東南角也。十字街南去鬻行。高頭街北去。從紗行至東華門街。……東去乃潘樓街。街南曰鷹店。只下販鷹鶻客。餘皆眞珠疋帛香藥鋪席。南通一巷。謂之界身。並是金銀綵帛交易之所。屋宇雄壯。門面廣闊。望之森然。每一交易。動卽千萬。駭人聞見。……

人の視聽をおどろかすに足るその交易價格が商品の無盡藏を思わすほどである。かかる實狀だったとすれば、宋代の東西

貿易は傳統的なその交易内容を維持することができたはずであるが、現實は果してその通りだったであろうか。

宋代の東西貿易には、實はその内容に一種の變化が生じていた。之を證言する資料は極めて稀であるけれども、しかし絶無ではない。先ず第一に注目すべきは、諸國の入貢に對する朝廷の賜與が、傳統的な絹帛類の外に金銀、特に銀を加えて二大項目とする點である。「宋史」外國傳を檢索して、高麗・西夏・高昌・大食國・于闐（カラカン朝ウィグル）・回鶻（甘沙州ウィグル）ことごとく然りである。西夏の一例を擧げれば、太平興國七年（九八二）の李繼遷入朝に白金千兩・帛千匹・錢百萬、端拱初年（九八八）には金器千兩・銀器萬三千兩が記錄されている。もっとも銀の賜與は獨り外國の朝貢に對してのみ限ったわけではなく、江南に自立する國内諸國ならびに一般臣僚に向かっても同樣なのであるから―「宋史」四八〇、諸國世家の記載がこの大勢を要約する―この現象を以て直ちに東西貿易の内容變化を云うのは速斷にすぎるかもしれない。しかしながらこれについて次のような裏付け資料が提出できるとすれば、それを單なる一般的風潮としてではなく、或る特定事情の現われだと理解することができるであろう。李燾「通鑑長編」六八にいう。

〔眞宗〕大中祥符元年（一〇〇八）正月甲戌。時京城金銀價貴。上以問權三司使丁謂。謂曰。爲西域輝和爾所市入蕃。乙亥。下詔約束之。

北宋もまだ初期に屬する眞宗朝、あれほどまでに巨額に集積された京城公私の白銀が、ウィグル商人の買占め搬出によって異常な相場騰貴を來し、それが天子の關心を惹くまでに至ったという。前述したように、宋都汴梁には絹帛・漆器・瓷器以下あらゆる商品が山積し、東西貿易の傳統的買付商品には全くこと缺かない狀態にある。それにも拘らず、彼等ウィグル商人は特に銀の買占めに熱中したというのであるから、これは頗る意義重大である。東方貿易に從事する西域商人の目標が絹帛の類と並んで、もしくは絹帛を壓倒して銀に集中していたというこの現實を踏まえれば、朝貢使臣への賜與品目中に占める銀の位置が急激に上昇したという事實の持つ特殊な意味は決して看過さるべきではない。

眞宗朝に指摘された京師ウィグル商人による銀の國外搬出は、それが單なる一時的現象にすぎなかったとはとても思わ

れない。直接の證言は見出せないけれども、南宋の南海貿易に見られる傾向を以てすれば、その旁證とすることができよう。「宋史」一八六、食貨志にいう。

寧宗嘉定十二年（一二一九）臣僚言。以金銀博買。洩之遠夷。爲可惜。乃命有司。止以絹帛錦綺瓷漆之屬博易。

南宋も建國から九十年たつと、イスラーム舶商の手によって海外に漏出される金銀の累積が國家財政に響くようになった。ただ南宋では、淮水以南を版圖とする關係上、陸輸による東西貿易の機會がないから、イスラーム商人による金銀の國外搬出も南海經由の一方面に止まっただけである。同じイスラーム經濟圈に參與する西域商人であれば、南宋だけからしか—具體的には南海航路だけを以て—銀を持出さないなどということはありえない。淮北を領有して南宋と並存した金國治下でも、陸路を通じて同じ傾向が—南宋とは逆に、金國には南海貿易の機會がないから—續いたはずである。そして又この傾向は何も南宋になったからといって初めて開始されるべき性質のものではない以上、前代からの連續だと見なしてこそ妥當な見解となりうるでもあろう。

2　遼金時代における銀の動向

中國王朝としての遼國は、殆ど例外に近い場合をなす。その版圖の大部分が長城外の地で占められ、關內の州縣地區といえば、僅かに燕雲十六州を主とする廿一州に過ぎないという事實がこの事情をよく示すことであろう。しかもこの廿一州たるや、いずれも山西・河北の北端に偏し、上記した中國特產の商品とは全く無緣の地に屬する。例えば遼人はその國境にすぐ南接する宋の河北東路—山東省と河北省の一部に相當する—を目して綾絹州と稱したというが、

〔仁宗朝〕知棣州—山東省濟南府惠民縣東南—。河北東路民富蠶桑。契丹謂之綾絹州。宋史二九九張洞傳

この雅名の裡には、絹產地を持たない遼人の羨望の念が響いている。絹はこのように、遼人にとってさえ貴重だったのである。全く同じ關係が漆器・瓷器以下の產物についても云える道理である。そうだとすれば西域商人にとって、これほど

魅力のない國はあるまい。それにも拘らず高昌ウィグルが遼國に入貢を致したのは、附庸國としての政治的義務もさることながら、その頻度などから推せば、やはりそこに一種の商業目的を認めずにはおられないようである。たとえ西夏國の誅求が酷しかったからとはいえ、彼等が草原ルートを活用して遼に向かったというからには、何等かの打算がその裏面にあったなればこそである。とすれば一體その打算とは何であったのであろうか。ウィグル商人の東方貿易の目的が絹帛その他の入手から銀の獲得に轉換したと想定しない限り、吾々は適切な解答をこれに見出すことが困難なのである。

周知のように、遼國內の銀山は絶えて少い。「遼史」に散見する限りでは、陷河—河北省梁縣—と銀城縣—陝西省神木縣—の二ケ所に盡きる。從ってこの微々たる產出額では、とてもウィグル商人の需要に見合うはずもない。だがしかし遼國には實はこれら自然產の銀以外に、莫大な銀收入があった。他ならぬそれは宋國からの歲幣なのである。

景德元年（一〇〇四）、いわゆる澶淵の和議で宋は遼に銀十萬兩・絹二十萬疋の歲幣を約した。次で慶曆二年（一〇四二）になるとこれが銀二十萬兩、絹三十萬疋に增額される。歲幣であるから遼にとっては全く無償の收入である上に、その分量がとても莫大なのである。景德元年から宣和五年（一一二三）—遼の滅亡の前々年に當たるこの年を以て、宋は歲幣を一方的に打切る—までの百十八年間を統計すれば、それは實に二千五百萬兩に垂んとする數目に達する。無論これら歲幣銀は宮廷・貴戚の裝飾品・什器として使用されたのは確實であるが、しかし全てがそうなったにしては餘りにも分量が多すぎる。殊に銀はウィグル商人を相手とする交換買賣に大きな威力を發揮したはずであるから、キタイ貴族層がこの利用法を怠ったなどとはとうてい考えられない。そうだとすれば兩者間の完全な利益協調に基いて、歲幣銀は西域奢侈商品の支拂に充てられたに相異ない。「宋史」三三一、沈括傳にはこの間の事情を穿った彼の見解が見られる。

〔神宗朝〕先是銀冶轉運司置官收其利。〔河北西路察訪使〕括言。近寶則國貧。其勢必然。人衆則襲熾。姦僞何以檢頤。朝廷歲遺契丹銀數千（十?）萬。以其非北方所有。故重而利之。昔日銀城縣・銀坊場皆沒於彼。使其知鑿山之利。則中國之幣益輕。何賴歲餉。隣費將自茲始矣。

宋からの歳幣銀を入手することによって始めて銀の價値を知るようになったキタイ人は、その結果ついに宋の邊境の銀産地たる銀城縣を攻略するに至ったというのである。銀の價値とは云うまでもなくその交換價値を指しての言でなくてはならない。

宋からの歳幣銀をウィグル商人がその將來した西方奢侈商品の代價として入手できるとなれば、遼國は彼等にとって魅力ある市場に轉換する。彼等はその豊富な銀を目指して遼國に向うであろう。北方草原ルートの活用はかくして開始されてくる。そしてその窮極は、遼國銀の西方への大量流出となったらしい。新中國でなされた遼墓發掘調査の一結論、卽ち「遼朝初期の墓制中に大量に出土する銀器は、後期—道宗咸雍（一〇六五～七四）以後を指す—に至って殆ど迹を絶つ」という報告*がそれを物語るであろう。

*松村勇造氏譯「新中國の考古收穫」第三章六。

遼を倒して之に代った金王朝は、その勢力を一氣に淮水の線まで擴大したから、遼の後繼者とは云うものの、それとは可成り趣を異にする。南宋と對峙すること百餘年、第二次南北朝時代を出現せしめた實績は、中國王朝としての資格を保證するに足るであろう。しかしながらこと東西貿易に卽して云うならば、僅かに山東の絹帛と精々磁州の窯器だけを以てしては—北宋の定州窯・餘姚窯・景德鎭窯などに比較すれば、磁州窯の作品は何といってもレヴェルの一段下った雜器にすぎない—依然として遼の亞流を脫しきれないと稱すべきである。從ってここでも商品としての銀を度外視しては、東西貿易を論ずることはできない。

金國領內の銀坑は宋の遺制をうけて山東・陝西の極く一部分に存在したけれども、期待しうるような產額ではないから、自ら南宋よりの歳幣銀に賴らねばならない。この歳幣銀は紹興十一年（1141）の和議で銀絹廿五萬に定まり、乾道元年（1165）に銀絹廿萬と減額されたもので、通計すれば約八〇〇萬兩*を算するはずである。

*紹興和議は卅一年の海陵王の南侵によって破れる。この破局を收拾した乾道の和議は、金側の渝盟を責めて歳幣額の縮少を得た。こ

の後開禧二年（1206）に至って今度は韓侂胄による宋側の背盟が起こり、嘉定元年（1208）の講和成立まで二年の空白が生ずる。嘉定の和議では歲幣卅萬兩疋に改められ、以後嘉定十年の國交斷絕に至るのであるから、歲幣數を絹と銀に折半して計算すると右の數を得る。

これに加えて金國の場合には、北宋の故都汴梁を中心とする河南一帶に蓄積されていた公私の銀が、凡てとまではゆかなくとも相當多量に押收されたのを輕視できない。一例を擧げれば熙宗天會十五年（1137）、劉豫の齊國を廢した際、汴梁に都したこの傀儡政府の府庫からは、僅か七年間の儲積とはいえ金百廿餘萬兩・銀千六百餘萬兩・米九十餘萬斛・絹二百七十萬匹・錢九千八百七十餘萬緡が沒官せられているのである。

金宋對立の政局下では、陸路による東西貿易路は獨り金國に通じこそすれ宋國には直達できない。この條件の下になおウィグル商人が東來したとすれば、彼等は最初から金國を目指したものに違ない。そうだとすれば金國貿易にかけた彼等の期待の中には、銀の獲得が當然その比重を昻めていたことであろう。從って彼等の齎らす西方奢侈商品の見返り分に近い銀が、終始して西方に流出したと見積って宜しかろう。遼に比べて銀の保有量が異るけれども、流出が繼續すれば大勢として遼と同じく銀の減少・缺乏に迫られて來なければならない。この點、韓侂胄による開禧用兵の破局を收拾せんとする嘉定元年—金章宗泰和八年・一二〇八年—の和議に際し、金國側が歲幣卅萬兩疋の他に數千萬兩の犒軍銀を要求しているのは—結果としては宋は三〇〇萬兩の犒軍銀を認めたに止まる—その一つの現われではないだろうか。

十三世紀早々、モンゴルの關內侵入が始まると、僅か數年にして金國は河北を侵入者の手に委棄して河南に遷都する。それから約十年、タングート王國が亡び、次で金國が最後的に滅亡する。既に西域の統合を完了していたモンゴルの治下に、東西交通は一切の障害を除かれ、東西貿易は空前の活況を呈しようとしていた。正にこの時期にあって、ウィグル人を主とする西域賈人の漢地＝北部中國における營利活動が、銀の收奪を專らにする斡脫錢の營運を典型的形態として顯著化するのであるが、この事實こそは、以上の經過に鑒みる限り、決して偶然ではなかったことを確認すべきなのである。

3　北宋における銀の産出と銀價格の變動

中國の主要銀産地は江南地方に偏していた。「宋史」一八五、食貨志院冶の條によれば、その分布の大概は次のようである。

銀産鳳・建・桂陽三州。有三監。饒・信・虔・越・衢・處・道・福・汀・漳・南劍・韶・廣・英・連・恩・春十七州。建昌・邵武・南安三軍。有五十一場。秦・隴・興元三州。有三務。

陝西の若干州を除いて、凡てが浙江・福建・廣東・廣西・江西に集中しているのである。これら銀坑は、原則として産銀額を豫想しその二割—時には一割に減ぜられることもあるが—の課額を定めて民間企業者に承買せしめる。* 銀坑は坑脈の枯渇その他の理由によって興廢が常でないから、銀課の增損が之に伴うけれども、一應この銀課を基準にしてそれぞれの時代の全國的な銀産總額を見屆けることが可能である。「宋史」一八五食貨志・「文獻通考」一八・「玉海」一八〇によって之を表示すれば次頁の如くになる。

＊加藤繁博士「唐宋時代に於る金銀の研究」第八章には、國庫の收得する産出銀の種目として、歲課銀以外に、地方割當の土貢銀・抽分による歲貢銀・買上制による採買銀などを擧げると共に、次表に揭げる歲課銀數目は純然たる二割の礦山稅と採買銀の合計だとされる。採買銀の數量を明かにできないので、一應この歲課銀と採買銀の合計數を逆算の基礎としたから、推定産出額の數字はその最高値を示すにすぎない。

金銀の歲課率を通じて二割と見なして年間産出額を逆算すると、金は五千兩強～七萬五千兩強の間を上下し、銀は六十五萬兩弱～百六十萬兩弱の巾をもって增減している。* この中、歲課銀だけを取上げて論じるならば、眞宗景德以後の歲幣銀—上記のように景德元年～慶曆元年の卅七年間は遼に對して每年銀十萬兩、慶曆二年～宣和五年の八十一年間は遼・西夏に對して合計廿六萬兩を算した—だけの支出にも足らない時期が少くなかったけれども—表に卽していえば皇祐・熙寧・元豐がそれに當たる—これら赤字は內藏庫の儲積を流用するとか、乃至は採買その他によって補塡することができた。例えば「通鑑長編」九七に

		太宗至道末 (997)	仁宗皇祐中(1049~53)	英宗治平中(1064~67)	神宗熙寧中(1068~77)	元豐元年(1078)
金	歲課		15,095兩	5,439兩	1,048兩	10,710兩
	產出額		75,475〃	27,195〃	5,240〃	53,550〃
銀	歲課	145,000兩	219,829兩	315,213兩	129,460兩	215,385兩
	產出額	725,000〃	1,099,145〃	1,576,065〃	647,300〃	1,076,925〃

見える眞宗天禧末年の國庫歲入銀八十八萬二千餘兩がそれであって、歲課以外に和市・課利折納・互市所得を合計してこの數字は得られている。歲課率が二割であれば、その四倍の產出銀が民間に出廻っているはずだからこそ、かかる處置が容易だったわけである。

＊金銀坑の私掘禁止は、文字通り完全には行いえないとしても、國家の禁令としての態を失わぬ程度にだけは勵行されなければ、それに關する各種の統計數字も利用しようがない。この點に關して「宋史」三一二、曾公亮傳の次の記事が參考資料になるであろう。

〔仁宗末年〕密州民田產銀、或盜取之。大理當以強、〔同中書門下平章事〕公亮曰、此禁物也、取之雖強、與盜物民家有間矣、固爭之、遂下有司、議比劫禁物法、盜得不死。

僅かに一例にすぎないが、當時における銀盜掘禁止の嚴しさと禁令の勵行度が窺えるであろう。

しかし銀は斷るまでもなく耐久價値財であるから、一旦地下から採掘された以上、消耗することなく、年一年と實用界に累積されてゆく。加藤繁博士の指摘によれば―「唐宋時代に於る金銀の研究」第八章―北宋期の銀の產出は、福建に於る銀坑の開發によって一大激增を見たという。北宋百五十年間のこの累積がいかに莫大なものであったかは凡そ想像がつくであろう。

尙おこれに關しては、輕視できないもう一つの產出源があるようである。卽ちそれは李時珍「本草綱目」八、金石部にも示唆されているような

銀在鑛中。與銅相雜。

銀と銅との相雜關係に基く銅よりの析出銀である。もっとも銀と銅とが礦石中に雜合していたとしても、銀材中の銅分は問題にならないで獨り逆の場合、乃ち銅材中の銀分のみが關心されるのは、斷るまでもなくそれぞれの持つ經濟價値の相違による。金一錢＝銀十錢（一兩）＝銅百兩というのが常識的な標準比價であるから、銀材中にたとえ一割の銅分が含まれていたとし

		太宗至道末	眞宗天禧五年	仁宗皇祐中	英宗治平中	神宗元豐中
銅	歲課	412,0000斤	267,5000斤	510,0830斤	697,0830斤	1460,5969斤
	產出額	4122,0000〃	2675,0000〃	5100,8300〃	6970,8300〃	14605,9690〃

ても、價値的にそれは原銀材の概略千分の一にすぎないから、無論析出されることはない。しかしながらそれとは逆に銅材中に含まれた銀ならば、たとえそれが一パーセントの微量であっても、原銅材にほぼ匹敵するだけの價値を持つ以上、當然看過されることはないであろう。

このように考えてさて北宋期の銅開發を顧みてみると、周知のように、その規模の甚大なること前後に比類をみなかった。金銀課に準じて銅の歲課・產出推定額の表を示すと上の如くである。但し銅山稅の稅率は一割であるから、產出推定額もその十倍に相當するわけである。具體的には眞宗天禧年間の二六〇〇餘萬斤から躍進を續け、神宗元豐中には遂にその五倍強に達している。銅產額のこの驚異的上昇には、無論あの北宋政府が熱意を傾けた大鑄錢事業が大きく與っている。建國から間もない太宗末年に早くも百萬貫に垂々たる鑄錢量は程なく百萬臺を突破し、以後增額の一路をたどりつつ、神宗朝には遂に五百萬貫という前古未曾有の記錄をたてる—神宗朝の五百萬貫には折二錢が含まれているのに注意しなければならないが—。この大事業の圓滑な遂行のために要する莫大な銅材料は、民間市場からの買上げでは足りないであろうし、又よし足りてもそれでは費用が嵩んで國庫の負擔がたえられない。地下に眠っている國有資源たる埋藏銅の開發は、かくして大々的に推行されたのである。

年間數千萬斤にのぼる產出銅が續いたのなら、その一部には必ずや銀分を含んだ銅材があったであろう。析出に値するだけの銀分を含有してさえおれば、みすみすそれが見逃がされるとはとても思えない。時代は少しく降るが宋應星「天工開物」下には

凡銅質有數種。有全體皆銅。不夾鉛銀者。有與鉛同體者。……東夷銅又有托體銀礦內者。入爐煉時。銀結于面。銅沈于下。商舶漂入中國。名曰日本銅。其形爲方長板條。漳郡人得之。有以爐再煉。取出零銀。然後寫成薄餠如川銅。一樣貨賣者。

といって、明末輸入の日本銅に含有された零銀が、實際に煉出採取されている事實を述べている。明代に實行された以上、宋代でも同様であったに相違ないとすれば、かの尨大な銅材料から推してその零銀も可成りの分量に達したことであろう。

銀坑の開發その他によって不斷に巨額な新しい銀が北宋社會に提供されていた事實を、以上に迹づけて來た。勿論これらの銀は裝飾品・家具・什器などと廣い用途を持っているから、產出額のすべてが通貨代用として流通界に出廻るものではない。寧ろ流通界には極く一部しか現われないで、退藏された量も莫大であったろう。しかし用途の如何に拘らず、實質價値を持つ銀が現に社會のどこかに實在する限り、銀相場には實數量が略々そのまま反映することであろう。換言すれば、年々これだけの產出銀が累增し續けるのであるから、銀相場は當然徐々にではあっても下向の傾向を示してよいはずであるが、果して事實はそうであったろうか。

宮崎市定博士「五代宋初の通貨問題」附表第四には、北宋時代金銀價格騰落表と題して銅錢に對する金銀比價の變動を圖表化したグラフが揭げられている。今これを借用して該時期における銀價格の變化を概觀してみたい。但しこの圖表の中でも末尾を占める崇寧三年以降は、一見グラフ線の異常な動きにも讀みとれるように、欽宗朝の破局下の情勢であるから例外に置き、ここでは專ら宋初～徽宗崇寧三年に亘る約百四十年間の經緯を考察の對象とする。

この圖表に示される金銀價格はあくまでも銅錢に照してのそれであるから、銅錢の持つ浮動性によって兩者は常に影響されている。從ってグラフ線の動きを以て、直ちに金銀獨自の價格變化の反映と見なすことはできない。認めて許されるのは、獨り金銀間の相對的騰落關係にのみ限られる。かかる基本的な性格の上に立ってこのグラフ線の意味を檢討すると、少くとも次の二つの要約が成立するであろう。

① 金銀の間に同じ比價が保たれながら平行して騰落するならば、そこには銅錢からする一方的な影響だけを認めればよい。

北宋時代金銀價格騰落表（金一錢ヲ○、銀一兩ヲ●ニテ示シ、之ニ對スル銅錢價格）

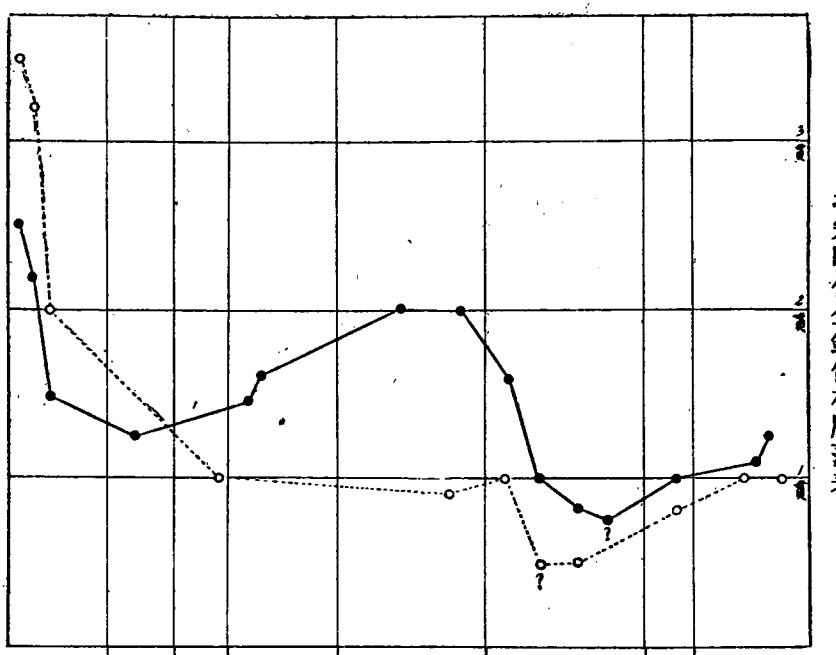

○唐末廣東ニテ金一兩十貫位（推定）
●南唐銀一兩一貫二百五十文（推算）
●蜀銀一兩一貫八十八文（推算）
○宋初金一兩十貫
●○太平興國二年銀一兩一貫金一兩八貫
●成平頃官價銀一兩七百五十文（?）
●○成平中銀一兩八百文金一兩五貫
●○景德四年銀一兩一貫景德四年（?）金一兩五貫
●○大中祥符八年銀一兩一貫六百文以上金一兩十貫以上
●天聖五年銀一兩二貫（錢錢二十貫）
○天聖六年金一兩官買價八貫九百文
●康定元年銀一兩二貫
●○熙寧八年銀一兩一貫六百文
●熙寧九年銀一兩一貫四百文
○神宗哲宗頃金一兩十貫
●崇寧三年銀一兩一貫二百五十文
●○靖康元年正月銀一兩一貫五百文金一兩二十貫
●○靖康元年十二月銀一兩二貫二百文金一兩三十二貫
●○靖康二年正月銀一兩二貫五百文金一兩三十五貫

② これに反し金銀間の比價が崩れて騰落する場合でも、金銀のいずれか一方が銅錢に對する正規の比價を維持し續けるならば、そこではもう一方に內在する獨自な條件のみを追求しなければならない。

要約①は本騰落表の前半、乃ち國初から眞宗大中祥符八年までの經過に該當するであろう。時期的に多少の前後はあっても、最初はそろって下落した金銀が再び上昇を開始し、景德・大中祥符の間には本來の水準に復歸する。この間、金銀それぞれに獨自な事情が、率を等しく時を同じくして兩者に作用したなどということは萬々考えられない以上、この一連の動向はすべて國初の銅錢貴重に基く現象として把握しなければならない。續く要約②は本圖表の後半にあてはまるであろう。眞宗末年から哲宗朝にかけて金は大安定期に入り、銅錢との間に終始して正常の比價を保つ。これに比べて銀は正に正反對の一大變動期に入る。眞宗末から始まる騰貴の勢は根強く、仁宗初期には早くも公定比價の倍額に達したまま搖がず、漸く神宗期に入って下落の傾向を示しはじめるとはいえ、徽宗朝に見られるその底値は依然たる三割高に止まっている。北宋後半期の銀價格に認められるこの獨自な動きは、金價格の安定と對照して、銀に固有な事情の伏在を推知せしめずにはおかない。

宋初における金銀銅錢の比價は、金一兩＝銀十兩、銀一兩＝銅錢千文が標準をなした—從って同一重量に對する價値の比率は、金一〇〇〇對銀一〇〇對銅錢一となる—。この三者のうちここでは銀が特に問題となるのであるが、先ず國初の三十年間（太平興國～景德）に示した變化—一旦は銀一兩＝銅錢七五〇文の最低まで下落した後、次第に本來の水準に回復した—は專ら銅錢側の騰貴に起因する動きだったから、銀それ自體の騰落の委細はこれだけを以てしては推知しえられない。だがしかしそれ以後の九十年間（大中祥符～崇寧）に見られる騰貴現象—最高時は銀一兩＝銅錢二〇〇〇文にまで達し、ようやく下降線をたどっても一二五〇文を下廻らなかった—は銀に內在する條件の現われだとすれば、それこそ銀自體の持つ貴重さの軌跡に他ならない。銀が北宋期の大部分を通じて昂騰し續けたというなら、それは直ちに銀絕對量の減少に結びつけて理解されるのが最も妥當な態度でなければなるまい。

銀山開發の觀點からした北宋期の産出銀は、上記のように莫大な累積を推定せしめた。然るにも拘らず銀價格の考察から得られた結論は、銀の絶對量の減少である。この兩者を共に滿足せしめる論理は唯一つ、極めて簡單ではあるが銀の國外流出より他にはない。北宋のことだから無論その經路は南海經由と西域經由の二つに分れるであろうが、陸路東西貿易がその一班を擔うことだけは否定できない。「通鑑長編」八五に見える眞宗朝の宰相王旦の言を最後にここに引用して、この動かせない事實の證言としたい。

大中祥符八年十一月己巳三司奏。乏銀支用。請令諸路榷酒課。悉改輸銀。上曰。若此民間銀益貴矣。因謂輔臣曰。咸平中。銀兩八百。金五千。今則增踴逾倍何乎。王旦等曰。國家承平歲久。兼幷之民。徭役不及。坐取厚利。京城資產百萬者至多。十萬而上。比々皆是。然則器皿之用・蓄藏之貨。何可勝算。此外則兩蕃・南海歲來貿易。有去無還。加之坑冶興廢有時。增價之由。或恐以此。

4　金元時代の銀價格

金國領內には銀產地が稀であるし、且つ開發に要する費用と技術の關係もあって、その產出額は寥々たるものであったらしい。「金史」四九、食貨志によれば、金國にも金銀坑冶の歲課があって二割の率が定められていたが、課額の數字その他の委細は殆ど明かでない。從って國庫の銀は、北宋滅亡に際して河北・河南から入手した可成りの分量に達する押收銀を基礎とし、これに加うるに南宋からの歲幣を以てするに止らざるをえなかった。この狀態ではとても大量の累積・累增は望まれないであろう。こういった銀事情の下にある金國で、中國に前例のない法定鑄造銀貨が發行されたことは、一見いかにも不相應の觀を懷かしめずにはおかない。金國も半を過ぎた章宗朝の承安寶貨がそれなのであるが、「金史」四八、食貨志ではそれについてこう說明している。

承安二年十一月尙書省議謂。時所給官兵俸及邊戍軍須。皆以銀鈔相兼。舊例銀每錠五十兩。其直百貫。民間或有截鑿之

者。其價亦隨低昂。遂改鑄銀。名承安寶貨。一兩至十兩。分五等。每兩折錢二貫。

少しく不分明の嫌はあるが、それでもこの銀貨發行の由來が、銅錢の不足と交鈔の澁滯*に對應する通貨措置だったことは窺いえられよう。

*領域内に銅山の乏しい金國では銅錢發行に制限があって、僅かに正隆・大定・泰和の三朝にそれが認められるのみ。主として遼・宋・齊（劉豫僞齊國）の舊錢を用いた。南宋との和平が定まり國境線上での榷場貿易が開かれると經濟力の格差に伴う銅錢の南宋への流出が續き—曾我部靜雄博士「日宋金貨幣交流史」第十四章—錢荒現象が誘發されてくる。新錢を增鑄してこの危機を乘切る能力のない金國は、自ら交鈔（紙幣）に賴らざるをえない。海陵王の治世に始まる交鈔は、本來は「納錢換鈔、納鈔換錢」を保證されていたが、發行數の累增と銅錢の遞減により、次第に不換紙幣となって行用が澁滯することになる。

要するに銅錢・交鈔の行きづまりに迫られて、銀錢が漠然と出現したというだけであるから、本より銀貨本位制の樹立を企るとか、交鈔との兌換準備に充當するとかいった建設的な積極性を求めることはできない。承安寶貨が實施わずか三年足らずで廢止され、以後銀錢の議は二度と起らず、實質的には不換紙幣にすぎない交鈔の操作を繰返して財政破綻・國家滅亡に至る所以である。

法定銀貨の嚆矢をなす承安寶貨の全く一時的な興廢は、金國の銀事情を如實に反映するものであり、この點から云って、それは金國にとって正に不相應な通貨だったわけである。このような銀事情にある金國では、當然ながら銀の對銅錢比價は貴くなければならない。前揭の「金史」食貨志にも明言するように、ほぼ國初から銀一兩は銅錢二〇〇〇文に相當していた。もっとも加藤博士が既に右同書から引用指摘されるように

〔泰和元年六月〕通州刺史盧構言。民間鈔固已流行。獨銀價未平。官之所定。每錠以十萬。而市肆纔直八萬。蓋出多入少故也。

泰和初年の通州では銀一兩が銅錢一六〇〇文に値するという異例もあるが、これは京師の東郊に位する通州なればこその現象であるから—通州は永濟渠（御河）その他の水路の終點に當たるから、河南・河北・山東から京師に搬運される物資の集積所をな

す。公私の支出銀は集中してここに頒布されるであろう—これに準じて各地銀價を推測するのは不適當である。國亡を去るわずか十七年の宣宗興定元年（1217）十月に改訂された贓罪規定にも、朝廷は銀一兩＝銅錢二〇〇〇文を再確認している所からしても、この比價は金朝一代を通ずるものと見なすべきであろう。そうだとすれば、北宋末の徽宗崇寧中に示された一二五〇文に比べて、更に六割高を算えることになる。

モンゴル治下における河北・河南の銀價格については、少くとも世祖卽位の中統元年（1260）までは、資料が缺乏していて的確な消息は判らない。唯しかし金末の狀勢が一變したとは考えられないからその連續として、銅錢の缺如・交換の阻滯・銀による價値表示—金哀宗の天興寶會は、それまでの交鈔が銅錢を標準として錢文を表記していたのを一變して銀兩を表記するようになったのを把えて、加藤博士は銀による價値表示・銀による取引の慣習が金末に一般化しつつあったとする—などの傾向が瀰漫していたことだけは確かである。その證據として吾々は、當時における絲建て・銀建て經濟の痕跡を「元史」一五〇・一六〇の列傳中に指摘することができる。乃ち博州—山東省聊城縣—の漢人世侯何實については、太祖末年～太宗初年（1227～28）、絲を鈔本とする會子の發行が、邢州—河北省邢臺縣—按撫使劉肅に關しては、太宗十二年（1240）、銀を鈔本とする楮幣の推行がそれぞれ事迹として述べられている。*

*この他にもトゥルイ監國（1228）から太宗朝にかけて、燕京に設置された出張政府で王檝が臨時に行った楮券・同じく于元の建策で實行された交鈔、更に憲宗の四～五年（1254～5）には關中に行われた商挺の楮幣などが知られているが、鈔本については說明がない。しかしながら史楫傳の次のような記載によって

〔憲宗朝〕各道以楮幣相貿易、不得出境、二三歲輒一易、鈔本日耗、商旅不通、楫請立銀鈔相權法、人以爲便。

少くとも憲宗朝のある時期を通して、地方別の雜多な交鈔がすべて銀を鈔本として子母相權されることになった次第が判明する。

絲もしくは銀を鈔本とするのであるから、それらの交鈔は絲・銀の單位重量を表記されていたはずであり、從って當時の交換取引・價値評價の基準・媒介の機能は、銅錢ではなくて絲・銀が荷っていたわけである。但し絲建て・銀建て經濟の趨勢はこうして確認できたとしても、この時點ではまだ吾々には絲・銀の比價についての報告は何も入手されていない。

この手係りを最初に與えてくれるものはやはり、これら絲鈔・銀鈔の名殘を最後に留めた中統交鈔・中統銀貨においてである。

世祖中統元年（1260）始造交鈔。以絲爲本。每銀五十兩易絲鈔一千兩。諸物之直並從絲例。……。又以文綾織爲中統銀貨。每一兩同白銀一兩。……

「元史」九三、食貨志は、この兩種の交鈔が一は實施に至らずして罷み、他は實施後ほどなく停止されたため、極めて略筆に附しているが、しかしここに始めて絲・銀の比價が把えられるであろう。

銀一兩＝絲二〇兩というのは法定比價であるから―從って當時の市價をほぼ正しく反映していると見るべきであるが―延いて銅錢との比價がここから導き出されてくる。中統元年十月に發行されたかの著名な天下通行中統元寶交鈔に關して同書はいう。

是年〔中統元年〕十月又造中統元寶鈔。其文以十計者四。曰一十文・二十文・三十文・五十文。以百計者三。曰一百文・二百文・五百文。以貫計者二。曰一貫文・二貫文。每一貫同交鈔一兩。*兩貫同白銀一兩。

ここで特に注意すべきは、中統元寶鈔卽ち略して中統鈔と稱せられるものは、錢文を以て表記していた點である。つまりそれは、基本的には銅錢を鈔本とし銅錢の代替を意圖した紙幣であるという意味であり、さればこそ中統鈔二貫＝銀一兩の法定比價が與えられねばならなかった。

＊關係資料はこの數字に關しすべて一致しているが、このままでは意味不通になる惧がある。ここに云う交鈔とは、數月前に發行された絲鈔以外に當たるものがないから、この交鈔一兩とは交鈔一十兩の訛文としか思われない。

もっとも現實には、モンゴル朝以來まだ一度も制錢の頒布を行っていないし、民間に流布する前代錢も極めて稀少である事實は蔽いようもなかったが、しかしそれにも拘らず中統鈔は實にかかる性格を具えるものだったのである。王惲「秋澗集」八十に收錄される中堂事記の中統二年正月癸酉の條には、鈔法に關して諸路に降した都省の榜諭が見えるが、その

第一項の末段に鈔文十等を列擧してこう説明するように

……壹貫文省・貳貫文省。文省如七十足陌・八十足陌、若使用銅錢、便省官司利益、鈔文故先作文省二字。

最高の大鈔二種にあっては、單に壹貫文・貳貫文と表記されていたという「元史」の記述とは異り、實は壹貫文省・貳貫文省といった鈔文を印記されるものだったという事實が―この事實は現に遺存する數少ない中統鈔の現物に即して誤らない―中統政府のそういった鑄錢意圖をよく洩らしているからである。蓋し文省とは省陌錢を意味し、從って中統鈔が壹貫文ではなくて特に壹貫文省を鈔文とされた裏に、吾々は銅錢との正式交換についての眞劍な配慮を明瞭にくみ取ることができるであろう。

中統政府の基本的態度は銅錢を主軸とする通貨政策の實施にあった。しかしながら建國早々の多事と銅原料の入手難が鑄錢事業の早急な開始を阻んだため、差當たりの措置として中統鈔の發行に主力を注いだのである。この限り、早晩おこるべき交鈔と銅錢との兌換についての配慮は當然なされなければならない。ところで省陌錢の慣習は宋金を通じて公私の間に行われたから―官民の間もしくは地方別に區々ではあるが、宋では官の採用した七十七陌・金では八十陌が大勢をしめた。尙お銅錢に對する銀の比價も之に準ずるものである―元でも制錢實施の曉には當然この短錢を採用することになるであろう。そうだとすれば鈔文を壹貫文とするか壹貫文省とするかの相異が重大となる。もし前者だとすれば、省陌の制を採用していながら壹貫文の交鈔に對して政府は長錢での兌換、つまり千文を交付する義務が生じ莫大な損失を蒙らざるを得ない。中統鈔の發行に際して採られた省陌への周到な用意をこのように見てくると、中統鈔とは全く一時的に紙幣の形を借りた銅錢に他ならないことが判明するであろう。―もっとも中統鈔は發行の當初、各種の利便さと稀少さとそれに信用も加わって、鈔重物輕の現象、すなわち額面以上で流通し續けたから、鑄錢の困難さを捨てて印鈔の安易に就くことになり、遂に交鈔一本建の通貨政策で一貫されるのが歷史事實であるが、少くとも交鈔發行の時點における元朝にとっては、これは全く夢想だにしえられなかった所であって、その立場は本文記述の通りである―從って中統鈔二貫＝銀一兩という法定比價は、そのまま銀一兩＝銅錢二貫と書き換えうるわ

けなのである。

モンゴル治下の漢地にあって確認しうる唯一の銀錢比價は、中統元年の銀一兩＝銅錢一貫であったが、これは金朝一代のそれと全く等しい。ここから、金～元にわたるその順調な連續が想定しうるようである。いずれにもせよ、銀の對銅錢比價は北宋末に比べて上昇し續けこそすれ、下向の氣配は毫も認められないのである。この確認が、中國銀の西方流出という命題を支持するものであることは云うまでもない。

むすび

以上、問題は多岐に亘ったが、論述の內容を要約すると次の數項に歸すことができる。

㈠ 十三世紀の前半、モンゴル治下の漢地に、際立って著しい現象として現われた斡脫商人 ―モンゴル支配者層の出資する銀を委托されてその利殖に從事するウィグルその他の西域系商人― による苛烈な營利事業は、その出資者よりはむしろ斡脫商人を大巾に利得し、自ら銀の西方流出を致したが、これは決して十三世紀前半というこの時點に特有な事象であったのではない。

㈡ この觀點から十～十三世紀の陸上東西貿易を回顧すると、西遷ウィグルを主役とする中國貿易が、複雜な政治的・經濟的環境の中にありながらも目覺しい動きを示すと共に、その貿易內容にも一つの變化、卽ち商品としての銀買付市場として中國を目指すという新しい傾向が生じてくるのを認めることができる。この新しい傾向は、銀產出額の激增した北宋に向って特に著しく展開されるが、同時に遼金といった銀事情の劣る北朝に對しても、調子を緩めなかったと思われる。

㈢ ウィグル商人による北宋よりの銀搬出が、銀相場を大巾に狂わしめたことも稀ではない。吾々は直接にそれを證言している史料を一再ならず持っている。唯しかしこれら個別史料は、それぞれが孤立的に取扱われたのでは、單なる突發現象としてしか意味を持ちえなくなる。事態が極端化の段階に達して始めて記錄に留められるのは資料一般の性格なのだ

から、當然これら個別資料もその觀點に立って、恒常的な一つの流れの屈折點として理解さるべきであるが、しかし只それだけでは餘りにも實證性を缺くであろう。勿論そうは云っても、かかる恒常的な流れを吾々が求めているように指摘敍述する記錄はないのが普通である。是に至って、側面からする間接的な考證の必要が生じてくる。吾々はこの場合の旁證手段として、銀價格の觀察を採用した。そしてこの結果、銀の對銅錢比價が北宋では國初の一兩＝千文から末期の一兩＝千二百五十文に向って上昇し續けたし、續く金元では更に飛躍した一兩＝二千文の線がほぼ一貫して維持されたという事實を把えることができた。宋～元に亘る長期連續した銀價格のこの上昇は、半面において北宋期に見られる銀の大量產出を參照する限り、國內需要の增大だけを以てしては、何としても說明し難く、必然そこに絕對量の減少を考慮しなければならなくなるのであるが、當時の國際貿易の實態に卽する限り、西隣するイスラーム經濟圈以外にその流出さきを求めることは不可能である。

㈣　十世紀中葉～十三世紀中葉にかけて、中國銀が連續して西方に流出したとすれば、無論それは兩地間における銀價格の落差が誘發した經濟現象に他ならない。從ってウィグル商人を主とする西域貿易業者が、絕好の奇貨として中國銀の搬出に熱意を燃やし、ためにシルク・ロードをしてその期間シルバー・ロードの觀を呈せしめたというこの銀價格の開きは、深刻かつ長期に亘るものでなくてはならない。顧れば時あたかも東部イスラーム圈には、これら諸條件に符合する酷しい銀不足が續いていたのである。

㈤　十世紀中葉に始まる東部イスラーム圈の銀不足は專ら中國銀の輸入に賴る三百年の後、ようやく本來の水準に復歸したという。そうだとすれば、十三世紀前半まる五十年間を通じての斡脫戶による中國銀の搾取とは、十～十三世紀、陸上東西貿易上の銀をめぐる特殊問題に終結を與える最後の仕上げを意味していたわけである。斡脫銀の歷史的意義がここに解明されると共に、東西兩アジアを幷せた世界的規模における銀の動向が更めて注目されることであろう。

—四十八年二月末日稿了—

The Fan zhen 藩鎮 and Central Authority in the Late Tang 唐 ——especially during the Reigns of De zong 德宗 and Xian zong 憲宗——

Masaaki Ōsawa

In order to understand the development of Late Tang political history we must study not only the activities of the central government of the Tang 唐 state but also those of the Fan zhen 藩鎮 as local political authorities. Unless we have a thorough grasp of the relations between the Tang state and the Fan zhen powers, I think it will be difficult for us to understand historical developments from the last phase of the Tang period to Five Dynasties 五代 period. In this article I take up three representative types of Fan zhen and analyse the relations between them and the Tang state. Then, I trace political developments from the 'temporizing' policy of De zong 德宗 to the dynastic 'restoration' policy of Xian zong 憲宗

The major Fan zhens of the period can be classified into three types with respect to their attitudes towards the central authority: (A) those which aimed to be independent of the central authority; (B) those which aimed at seizing the central authority; and (C) those which supported the central authority of the Tang state. The Tang state tried to maintain and strengthen its own authority, dealing with these three types of Fan zhen in various ways, as Lu zhi 陸贄, prime minister during De zong's reign, did. The 'restoration' of the dynasty by Xian zong can be considered an extension of the aforesaid line of policy of the Tang State.

The Ortaq-qian 斡脫錢 (Loan for Ortaq) and its Background

Matsuo Otagi

During the first half of the 13th century, silver which had been

held by the people of North China dried up due to the more or less forcible introduction into the same region of the Ortaq qian 斡脫錢 money being lent by the Ortaq merchants at usurious rates.

Moreover, most of silver thus absorbed from the people fell not into the hands of the members of the Mongol ruling class who invested the Ortaq qian but into the hands of the Ortaq merchants who were entrusted with the management of it. It is unbelievable that those Ortaq merchants who consisted of Uighurs and Saracens did not carry this silver to the West. The reasons for this inference are first, because it was almost impossible for the merchants to buy the special products of China such as silk, tea and porcelain in north China during this period; second, and mainly, because the silver price continued to be extraordinarily high in the Eastern Islamic world in this period.

As the shortage of silver in the Eastern Islamic world had started in the 10th century and lasted up to the first half of the 13th century, this drain of Chinese silver to the West, a phenomenon which was owing to this gap in silver prices between the East and the West, can not be regarded as having started only in the 13th century. When we study the overland trade between the East and the West since the Five Dynasties 五代 period from this viewpoint, we will find a trend towards the purchase of silver by the Uighur merchants even in the Northern Song 北宋 dynasty which abounded in the special products of China. As a result of this drain of Chinese silver, silver price continued to rise even during the Northern Song period when the output of silver must have reached to an enormous amount thanks to the exploitation of the silver mines in the territory to the south of the Yangtze River. It rose higher in the Liao 遼 and the Jin 金 dynasties which had no silver-producing areas in their spective territories. And in the beginning of the Yuan period the silver price was double that at the beginning of the Northern Song period. Thus we must accept the fact that there was a continuous drain of Chinese silver to the West behind this phenomenon of the rise in the silver price. Here a general study of the Ortaq qian will be given a new historical importance.